

既存住宅における省エネ改修促進事業 (高断熱窓・ドア)

よくある質問Q & A

Ver.1.2

令和5年1月

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称: クール・ネット東京)

《目次》

1. 助成金制度について	1
Q.101 国や他の自治体等の補助金との併用は可能ですか?	1
Q.102 予算額に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか?	1
Q.103 既に高断熱窓や高断熱ドアの改修工事が完了しているのですが、申請は認められますか?	1
Q.104 集合住宅（全体）で申請する場合、上限額はどうなりますか?	1
Q.105 交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか?	2
Q.106 リース契約ではなく、ローンやクレジット契約で購入したいのですが、助成の対象になりますか?	3
Q.107 太陽光発電システムのみを申請することは可能ですか?	3
Q.108 助成金交付申請書の＜誓約事項＞に対する同意を証明するためにチェック欄への記載は必須ですか?	3
Q.109 高断熱ドアのみを申請することは可能ですか?	4
2. 助成対象住宅について	5
Q.201 一戸建の二世帯住宅や三世帯住宅の場合、申請時の住宅区分は「戸建住宅」ですか、「集合住宅」ですか?	5
Q.202 高断熱窓や高断熱ドアを設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の助成対象者（高断熱窓を設置する既存住宅の所有者）は夫だけいいでしょうか。	6
Q.203 都民ですが都外にも所有する住宅があります。この都外の住宅に高断熱窓や高断熱ドアを導入した場合、助成の対象になりますか?	6
Q.204 他県に住んでいますが都内に賃貸マンションを所有しています。この賃貸マンションに高断熱窓や高断熱ドアを導入した場合、助成の対象になりますか?	6
Q.205 マンション共用廊下部分の高断熱窓や高断熱ドアを改修する場合は、対象となりますか?	6
Q.206 分譲マンションに住んでいますが、部屋の窓ガラスを複層ガラス等に改修する場合は、対象となりますか?	6
Q.207 個人又は法人が所有する賃貸住宅に高断熱窓や高断熱ドアを設置する場合、助成対象となりますか?	7
Q.208 個人又は法人が所有する社宅や寮に高断熱窓や高断熱ドアを設置する場合、助成対象となりますか?	7
Q.209 半年前に建てた住宅に高断熱窓や高断熱ドアを設置したいのですが、対	

象となりますか？	7
Q.210 店舗や事務所等との併用住宅は対象となりますか？	7
Q.211 リフォームで部屋を増改築し、高断熱窓を設置するのですが対象となりますか？	8
Q.212 古い住宅ですが、築年数に制限はありますか？	8
Q.213 未登記の住宅は対象になりますか？	8
Q.214 屋内ガレージの壁についている窓は助成対象ですか？	8
Q.215 マンション（全体）で申請をするのですが、工事を数回に分けて行う予定です。どのように申請したらいいでしょうか？	9
Q.216 戸建て住宅の1階の居間の改修を昨年度行い、助成金の交付を受けました。本事業では、2階の寝室と1階の台所の改修を予定しています。対象になりますか？	9
Q.217 老人ホームは助成対象になりますか？	9
Q.218 別の設備に対して同じ住戸から複数回の申請をする場合、同時に申請をしても良いのでしょうか？	9
Q.219 リビングとキッチンがカーテンで区切られている場合、リビングの空間のみで一居室として良いのでしょうか？	10
3. 高断熱窓と高断熱ドアについて	10
Q.301 中古品は対象となりますか？	10
Q.302 助成対象経費に材料費とありますが、これは定価、見積額どちらでしょうか？	10
Q.303 助成対象となる高断熱窓に該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？	10
Q.304 助成対象となる高断熱ドアに該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？	10
Q.305 改修を予定している1居室に、既に高断熱窓となっている窓が一部あります。この窓も改修しなければいけませんか？	11
Q.306 改修を予定している窓が、過去に他の補助金を受けています。改修しても良いですか？	11
Q.307 シャッターと一緒に高断熱窓を設置したいのですが、シャッターは対象となりますか？	11
Q.308 高断熱ドアだけ設置したいのですが、対象になりますか？	12
Q.309 二世帯住宅で高断熱ドアを二箇所改修したいのですが、対象となりますか？	12
Q.310 ポストが付いたドアを設置するのですが、ポストが付いた状態での熱貫流率が 3.49 W／(m ² ・K) 以下であることを示す資料が用意できません。対象外となりますか？ A.310	12
Q.311 既存の内窓のガラス交換をする予定なのですが、助成対象となります	

か?	12
Q.3 12 ドアに電池錠を取付けます。助成対象となりますか?	13
Q.3 13 引戸の玄関ドアは助成対象となりますか?	13
Q.3 14 内廊下のマンションの玄関ドアは助成対象となりますか?	13
4. 申請方法について	13
Q.4 01 管理組合の理事長は、管理会社の人を選任していますが、助成金の申請 はできますか?	13
Q.4 02 既存住宅の購入とあわせて高断熱窓とドアを導入するのですが、対象と なりますか?	13
Q.4 03 助成対象住宅の写真は、戸建ての場合、全景とありますが、家の前の道 路がせまい私道なので全景がとれません。何が映り込んでいればよいでしょ うか?	14
Q.4 04 二世帯住宅で、住宅の内部での行き来ができる「集合住宅」の場合、 どちらか一方の世帯のみ断熱改修するときはどのような写真をとればよい でしょうか。	14
Q.4 05 申請書類の提出方法を教えてください。	15
Q.4 06 申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送しても よいですか?	15
Q.4 07 申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか?	15
Q.4 08 契約当事者（施工業者）以外が手続代行者になることは可能でしょうか?	15
Q.4 09 住宅の登記簿や固定資産税納付の名義は法人ですが、社長個人で申請し ても良いですか?	16
Q.4 10 提出する登記簿は、インターネットから取得した登記情報を印刷したもの のでもよいですか?	16
Q.4 11 管理規約は、全ページ必要ですか?	16
Q.4 12 マンションで全体ではなく個別に窓とドアの工事をするのですが、承諾 書を提出する必要がありますか?	16
Q.4 13 管理組合は 1 つですが、マンションが複数棟あります。まとめて申請 はできますか?	16
Q.4 14 「設置する高断熱ドアが要件に適合することを証明する書類」としてド アのカタログを提出しようと考えていますが、冊子ごと提出すればよいでし ょうか?	17
5. 実績報告・交付請求について	17
Q.5 01 他の補助金を併せて受ける場合、交付確定通知書が実績報告時の必要書 類となっていますが、在住の自治体から交付確定通知書が届きません。 .17	17
Q.5 02 管理組合で申請した場合、助成金の振り込み先口座は管理組合理事長の 個人口座でもよいですか?	17

Q.503 助成金振込先として、注意する点はありますか？	18
6. 共同申請（リース活用）について	18
Q.601 高断熱窓の購入設置についてはリース契約を活用する予定です。 この 場合、助成金の申請を行うことはできますか？	18
Q.602 リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？	18
Q.603 リース後に所有権の移転は出来ますか？	18
Q.604 リース期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができます か？	19
Q.605 リース契約の途中解約は可能ですか？	19
Q.606 リース料金は、どのように算出すればいいですか？	19
7. 住宅供給事業者による申請について	19
Q.701 モデルハウスに高断熱窓・ドアを導入しましたが、助成対象となります か？	19
Q.702 中古戸建住宅を販売する事業者ですが、物件に高断熱窓・ドアを導入し て販売する予定です。販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか？	19
8. その他	20
Q.801 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければいけませんか？	20

1. 助成金制度について

Q.101 国や他の自治体等の補助金との併用は可能ですか？

A.101

国や他の自治体等の補助金との併用は可能です。

ただし、本事業以外で都若しくは公社、又は区市町村が実施する都の資金を原資とした補助で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併用できません。

※ なお、国や他の自治体等の補助金側に制限がある場合もありますので、国や他の自治体等の補助金担当窓口に併給できるかご確認ください。

2022.9.8 時点で併用できないと確認できている補助金

- ・東京都既存住宅省エネ改修促進事業（東京都住宅政策本部）
- ・賃貸住宅省エネ改修先行実装事業（東京都環境局）

※これ以外にも併用できないものがあります。詳細は、クール・ネット東京迄お問合せ願います。

Q.102 予算額に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか？

A.102

公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。なお、予算の範囲を超える見込みであると判断される場合には、クール・ネット東京のホームページにて、事前にその旨をお知らせいたします。

Q.103 既に高断熱窓や高断熱ドアの改修工事が完了しているのですが、高断熱窓やドアの申請は認められますか？

A.103

本事業は、改修工事完了後の事後申請は認められません（交付申請をした後（公社が受付をした日※より後）、公社が交付決定をするより前に契約締結及び工事を行っていただくことは可能です。）。

※「公社が受付をした日」は「交付申請書が公社に到着した日の翌営業日」となります。

Q.104 集合住宅（全体）で申請する場合、上限額はどうなりますか？

A.104

上限額は、1住戸当たり高断熱窓については100万円、高断熱ドアについては16万円となります。集合住宅に限らず、複数戸を改修する場合でも、1住戸ごとに助成金交付予定額を算出し、各住戸の合計額が助成金交付申請予定額となります。

(例) ○○マンション5戸を高断熱窓とドアに改修する場合

(高断熱窓)

住戸	助成対象経費の 1/3の額	上限額	単住戸算定額
A	140万円	100万円	100万円
B	120万円		100万円
C	120万円		100万円
D	80万円		80万円
E	60万円		60万円
合計			440万円

(高断熱ドア)

住戸	助成対象経費の 1/3の額	上限額	単住戸算定額
A	20万円	16万円	16万円
B	18万円		16万円
C	14万円		14万円
D	12万円		12万円
E	8万円		8万円
合計			66万円

○○マンション助成金交付申請予定額⇒506万円

Q.105 交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか？

A.105

必要に応じて行う場合があります。もし、現地調査を行う場合は、ご協力をお願いいたします。

Q.106 リース契約ではなく、ローンやクレジット契約で購入したいのですが、助成の対象になりますか？

A.106

高断熱窓及び高断熱ドアの所有権が助成対象者にある場合に限り、助成対象となります（所有権がクレジット会社等に留保されている場合は、クレジット会社等に助成します。）。

- ※ 高断熱窓及び高断熱ドアの改修工事契約の請負業者が発行した領収書が必要です。
- ※ 交付申請時に「個別クレジット契約による助成金に関する取決書」（参考様式3）を提出してください。
- ※ クレジット会社等が助成対象となる場合は、助成金相当分が減額されていることを明らかにする計算書を提出していただきます。

Q.107 太陽光発電システムのみを申請することは可能ですか？

A.107

既に設置されている窓が要件を満たしていれば可能です。ただし、既に高断熱窓・高断熱ドアの申請書を送付している場合は、高断熱窓・ドアの助成事業が完了した後（助成金の振込が完了した後）でなければ、申請できません。従って、窓やドアの改修に併せて太陽光発電システムを申請する場合は、必ず同時での申請をお願いします。

Q.108 助成金交付申請書の＜誓約事項＞に対する同意を証明するためにチェック欄への記載は必須ですか？

A.108

公社が助成金の交付申請を受理するに当たって、助成申請者及び手続き代行者の方々には、＜誓約事項＞に誓約いただく必要があります。この制約事項への誓約は、申請内容に虚偽の記載がないこと、設置した対象機器を適切に管理すること等について誓約いただくことを目的としています。申請書類等において虚偽の記載等があった場合や、申請時の同意事項に反する行為が行われた場合は、助成申請者に対して、助成金の返還を求めることがありますので、その点を十分に認識いただいた上で、申請をお願いします。

Q.109 高断熱ドアのみを申請することは可能ですか？

A.109

可能です。要件や提出物等をご確認の上、申請してください。

※詳しくは手引きをご参照ください。

2. 助成対象住宅について

Q.201 一戸建の二世帯住宅や三世帯住宅の場合、申請時の住宅区分は「戸建住宅」ですか、「集合住宅」ですか？

A.201

各世帯どうしが住宅の内部で容易に行き来できる構造となっている場合は、「戸建住宅」となります。各世帯どうしが行き来できず独立した住戸となっている場合は、「集合住宅」として申請してください。

<参考:二世帯住宅>

【戸建住宅】

①完全共有型



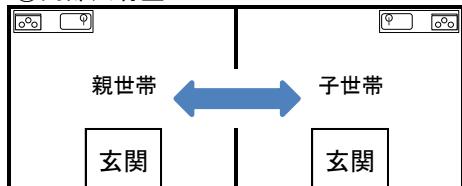
玄関・居室・水回り等が世帯ごとに独立しておらず、共有するもの。(玄関は1つ)

②玄関共有型



玄関は共有するが、居室・水回り等の全部または一部が世帯ごとに独立しているもの。(玄関は1つ)

③内部共有型

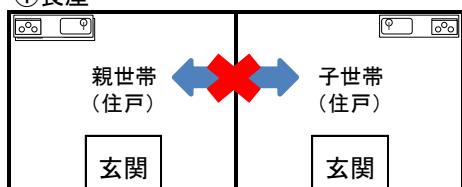


各世帯の使用する部分が基本的には独立しているものの、廊下や階段等を共有し、住宅の内部で各世帯どうしの行き来が可能であるもの。(玄関は2つ以上)

【集合住宅】

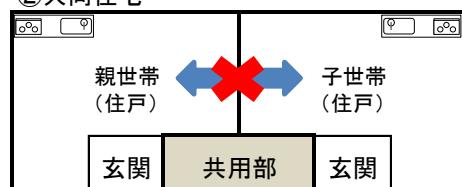
1つの建物に2つ以上の住戸があり、各世帯の使用する部分が基本的には独立し、住宅の内部で各世帯どうしの行き来が不可能であるもの。

①長屋



建物の出入り口から住戸の玄関に至る階段や廊下等の共用部分がないもの。
(玄関は2つ以上)

②共同住宅



建物の出入り口から住戸の玄関に至る階段や廊下等の共用部分があるもの。
(玄関は2つ以上)

Q.202 高断熱窓や高断熱ドアを設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の助成対象者（高断熱窓を設置する既存住宅の所有者）は夫だけでいいでしょうか。

A.202

ご夫婦のどちらかが助成対象者となります。所有権を持つ方が複数名存在する場合は、必ず全ての所有者の承諾を得た上で申請をしてください。

- ※ 助成対象者となる方の共有持分は問いません。
- ※ 助成対象となる改修工事等の契約者は助成対象者と一致している必要がありますので、ご契約の際は、ご注意ください。

Q.203 都民ですが都外にも所有する住宅があります。この都外の住宅に高断熱窓や高断熱ドアを導入した場合、助成の対象になりますか？

A.203

本事業の対象にはなりません。本事業では、都内にある住宅に導入されたものが助成対象となります。

Q.204 他県に住んでいますが都内に賃貸マンションを所有しています。この賃貸マンションに高断熱窓や高断熱ドアを導入した場合、助成の対象になりますか？

A.204

本事業の対象になります。本事業では、都内にある住宅に導入されたものが助成対象となります。

Q.205 マンション共用廊下部分の高断熱窓や高断熱ドアを改修する場合は、対象となりますか？

A.205

居室では無い為、対象なりません。

Q.206 分譲マンションに住んでいますが、部屋の窓ガラスを複層ガラス等に改修する場合は、対象となりますか？

A.206

窓ガラスや外窓、ドアの交換は、区分所有法で共用部分と見なされている箇所の改修に当たりますので、管理規約等で個人による改修が認められていれば、対象となります（交

付申請の際に工事申請書類等の提出、また、必要に応じて管理規約の提出が必要です。)。

※ 管理規約等で個人による共用部分の改修が認められていない場合は、管理組合が行う申請の対象となります。この場合、管理組合総会等での承認決議が必要となりますので、ご注意ください。

＜参考＞ ガラス・外窓・ドアの交換⇒共用部分の改修
内窓の取付け ⇒専有部分の改修

Q.207 個人又は法人が所有する賃貸住宅に高断熱窓や高断熱ドアを設置する場合、助成対象となりますか？

A.207

助成対象となります。賃貸住宅の所有者が助成対象者として申請してください。

Q.208 個人又は法人が所有する社宅や寮に高断熱窓や高断熱ドアを設置する場合、助成対象となりますか？

A.208

助成対象となります。社宅や寮の建物所有者が助成対象者として申請してください。

Q.209 半年前に建てた住宅に高断熱窓や高断熱ドアを設置したいのですが、対象となりますか？

A.209

住宅に入居済みであれば、助成対象となります（未入居の場合は、対象外となります）。1日でも居住された実績があれば、「既存住宅」として扱います。

Q.210 店舗や事務所等との併用住宅は対象となりますか？

A.210

住居部分で行う改修が対象となります。本事業は「住宅」に対する助成となりますので、住居部分と店舗・事務所等の部分を明確に分けた上で、住居部分にかかる改修を助成対象経費として申請してください。

なお、1つの部屋を店舗用と居住用の2つの用途で兼用している場合、その部屋は対象外となります。

※ 詳しくは手引きをご参照ください。

Q.211 リフォームで部屋を増改築し、高断熱窓を設置するのですが対象となりますか？

A.211

既存住宅を改築又は増築する場合、その居室も対象となります（建替えや別棟の建設は対象となりません。）。

※ なおこの場合、交付申請時に提出する平面図は、増改築前と増改築後（予定）の2種類を提出してください。

※ 建物の増改築により窓の数や位置が変わったとしても、新たに助成対象となる高断熱窓を設置されれば対象となります。

Q.212 古い住宅ですが、築年数に制限はありますか？

A.212

特に築年数の制限は設けておりません。

ただし、本助成金を受けて設置する高断熱窓及び高断熱ドアは、法定耐用年数の期間（10年間）まで維持・管理していただく必要がありますのでご注意ください。

Q.213 未登記の住宅は対象になりますか？

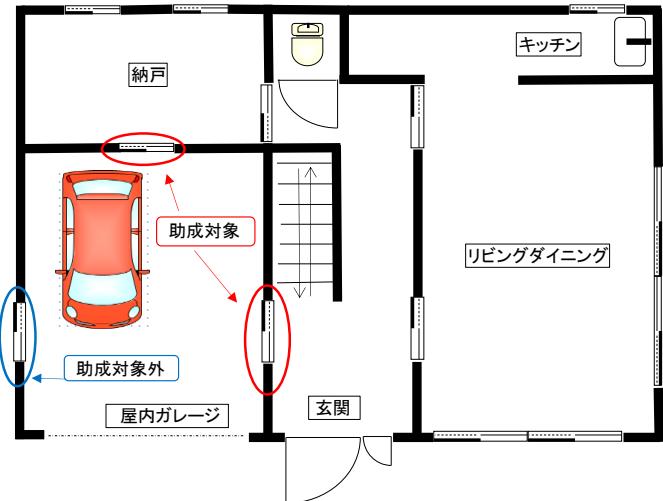
A.213

建物表題登記をしていない住宅は、対象なりません。

Q.214 屋内ガレージの壁についている窓は助成対象ですか？

A.214

屋内のうち、ガレージ等の半屋外空間とその他室内を仕切っている壁に設置されている窓は対象として構いません。



Q.215 マンション（全体）で申請をするのですが、工事を数回に分けて行う予定です。
どのように申請したらいいでしょうか？

A.215

工期毎に分割して申請してください。ただし、第一回目の申請で全ての工期の改修についての助成を保証するものではありません。

Q.216 戸建て住宅の1階の居間の改修を昨年度行い、助成金の交付を受けました。本事業では、2階の寝室と1階の台所の改修を予定しています。対象になりますか？

A.216

過去に助成金の交付を受けていない窓・ドアであれば、申請を行うことができます。新たな申請にあたっては、1居室の全ての窓を高断熱窓にする必要があります。

Q.217 老人ホームは助成対象になりますか？

A.217

老人ホームは、対象なりません。

Q.218 別の設備に対して同じ住戸から複数回の申請をする場合、同時に申請をしても良いのでしょうか？

A.218

複数回の申請を行う場合、1つの助成事業が完了した後（助成金の振込が完了した後）から次の申請を行うことが可能になります。

Q.219 リビングとキッチンがカーテンで区切られている場合、リビングの空間のみで一居室として良いのでしょうか？

A.219

カーテンは居室を区切るものとして見なさないため、リビングとキッチンを合わせて一居室になります。カーテンの他、パーテーション等も同様の扱いとします。

3. 高断熱窓と高断熱ドアについて

Q.301 中古品は対象となりますか？

A.301

中古品は助成対象となりません。

Q.302 助成対象経費に材料費とありますか、これは定価、見積額どちらでしょうか？

A.302

見積額です。

Q.303 助成対象となる高断熱窓に該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？

A.303

公益財団法人北海道環境財団のホームページに掲載されていますので、そちらで検索してください。

※ 助成対象製品は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）」において、執行団体に補助対象製品として登録されている窓及びガラスとなります。

Q.304 助成対象となる高断熱ドアに該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？

A.304

カタログや仕様書、自己適合宣言書等で、熱貫流率が $3.49\text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であることを確認してください。

※ JISグレードの場合・・・H-3等級以上

K仕様の場合・・・K3以下

Q.305 改修を予定している1居室に、既に高断熱窓となっている窓が一部あります。この窓も改修しなければいけませんか？

A.305

既に設置されている窓が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）の執行団体に登録されている高断熱窓であれば、改修不要です（登録されていない場合は、改修の対象となります。）。

※ 改修不要となる高断熱窓が既に設置されている場合は、次の資料を交付申請時に提出してください。

- ・該当する製品のカタログの写し
- ・該当する製品が登録されている番号を示す書類
- ・該当する製品が設置されている場所を示す平面図・立面図若しくは姿図

Q.306 改修を予定している窓が、過去に他の補助金を受けています。改修しても良いですか？

A.306

改修を予定している窓が過去に補助金を受けて設置されている場合、補助金交付の際に処分制限等の条件が付されている場合がありますので、当該補助金の担当窓口に必ず確認してください。

Q.307 シャッターと一緒に高断熱窓を設置したいのですが、シャッターは対象となりますか？

A.307

シャッターや雨戸・網戸、防犯用の格子や飾り格子等の窓付属部材は対象となりません。シャッターの部分と高断熱窓の部分の費用（材料費及び工事費）を分けて見積もりをとってください。

なお、見積もりで分けられない場合は、按分等をして算出してください（算出に当たり、計算根拠となる算出内訳書（計算書）を必ず添付してください。）。

※ 助成対象外となる部位との共通経費（運搬費、養生費、足場等）がある場合も、その経費を切り分け又は按分してください。

<算出例>

- ① カタログ等標準価格を基にシャッター付きの価格と同等製品の高断熱窓のみの

価格の按分率を算出し、見積価格に乗じて得た額を高断熱窓の費用（材料費及び工事費）とする。

※ 計算根拠となるカタログ等標準価格表もあわせて添付してください。

- ② 同等製品の高断熱窓のみの費用（材料費及び工事費）を別途出し、それを見積金額から控除した金額をシャッター分の費用（材料費及び工事費）とし、残りの金額を高断熱窓の費用（材料費及び工事費）とする。

Q.308 高断熱ドアだけ設置したいのですが、対象になりますか？

A.308

高断熱ドアのみの申請も可能です。また、枚数の制限もございません。

Q.309 二世帯住宅で高断熱ドアを二箇所改修したいのですが、対象となりますか？

A.309

二世帯住宅は、各世帯どうしが住宅の内部で容易に行き来できる場合は「戸建住宅」、各世帯どうしが行き来できず独立した住戸となっている場合は「集合住宅」として取扱います。

Q.310 ポストが付いたドアを設置するのですが、ポストが付いた状態での熱貫流率が3.49 W／(m²・K) 以下であることを示す資料が用意できません。対象外となりますか？

A.310

ポストがついた状態の熱還流率が示す資料がない場合に限り、ポストが付いていない状態での熱貫流率が3.49 W／(m²・K) 以下であれば、助成対象になります。

Q.311 既存の内窓のガラス交換をする予定なのですが、助成対象となりますか？

A.311

取付けるガラスが環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）」において、補助対象製品として登録されているガラスであれば対象となります。この場合、改修工法はガラス交換として申請をしてください。

Q.312 ドアに電池錠を取付けます。助成対象となりますか？

A.312

ドアと一体をなすオプションについては助成対象ですが、過度な装飾や仕様については助成対象外となります。

Q.313 引戸の玄関ドアは助成対象となりますか？

A.312

ドアの要件（熱貫流率が $3.49\text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下等）を満たしていれば対象になります。

Q.314 内廊下のマンションなのですが、各住戸の玄関ドアは助成対象となりますか？

A.312

申請する住戸の外側の空気と接していれば、外気に接すると判断し、ドアの要件を満たしていれば助成対象とします。窓も同様に扱います。

4. 申請方法について

Q.401 管理組合の理事長は、管理会社の人を選任していますが、助成金の申請はできますか？

A.401

可能です。管理組合、管理組合法人の申請は原則、理事長を申請者としてください。

Q.402 既存住宅の購入とあわせて高断熱窓とドアを導入するのですが、対象となりますか？

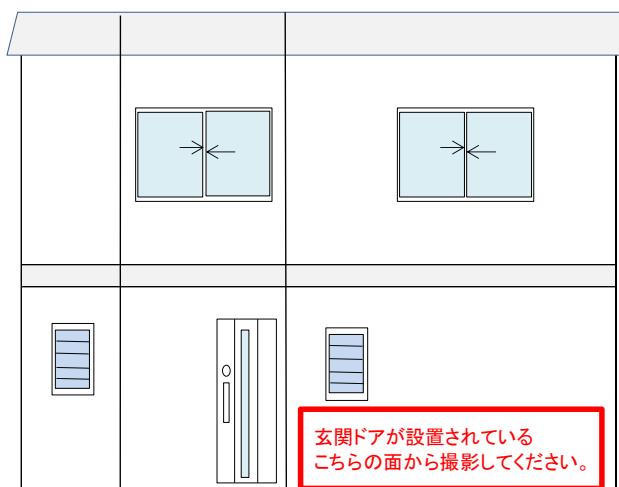
A.402

高断熱窓の工事契約は、本事業の交付申請後に締結していただく必要があります。住宅の購入と改修工事を一括契約する場合、交付申請する時点（契約締結前）の住宅所有者である売主が助成対象者となります。

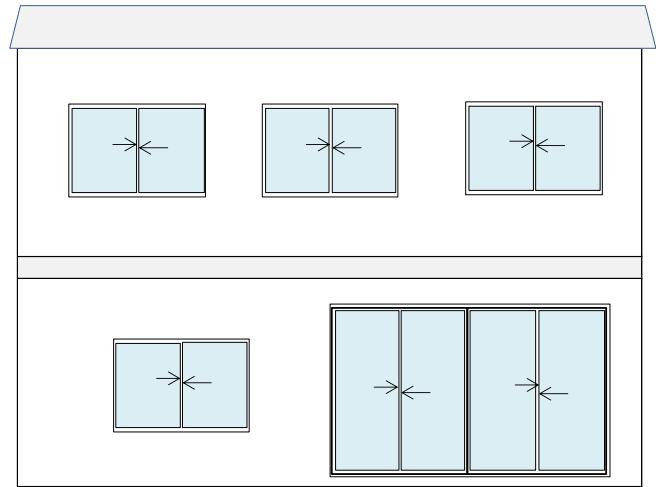
Q.403 助成対象住宅の写真は、戸建ての場合、全景とありますが、家の前の道路がせまい私道なので全景がとれません。何が映り込んでいればよいでしょうか？

A.403

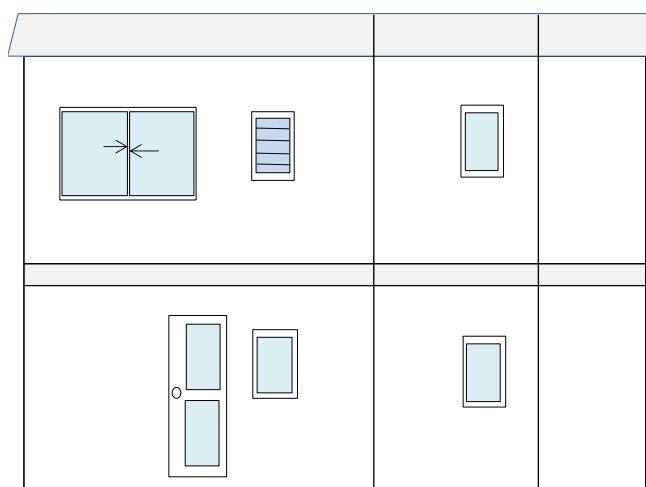
玄関部分が確認できるように撮影してください。下の立面図を例にした場合は、西側から撮影したものと提出してください。写真が複数枚になっても構いません。



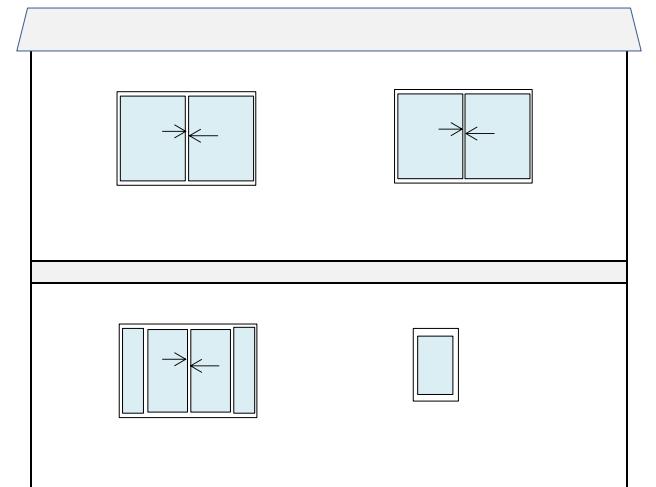
(西側)



(南側)



(北側)



(東側)

Q.404 二世帯住宅で、住宅の内部での行き来ができるない「集合住宅」の場合、どちらか一方の世帯のみ断熱改修するときはどのような写真をとればよいでしょうか。

A.404

全景写真を撮ってください。

Q.405 申請書類の提出方法を教えてください。

A.405

申請書類は、郵送もしくはホームページ上の申請フォームでのご提出をお願いします。

なお、郵送でのご提出の場合、公社から申請者に対して申請書類を受領した旨の連絡はしませんので、到着確認を希望される場合は、配達状況が確認できる方法（簡易書留等）で提出してください。

※ 申請書を手書きする場合は、必ず黒色又は青色のボールペン（熱などで消えないもの）や万年筆等で丁寧に記入してください。

Q.406 申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？

A.406

同時に複数件申請する場合は、1つの封筒にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに分けて入れて下さい。またその際は、申請数と申請者名がわかる一覧表を添付して下さい。

Q.407 申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？

A.407

交付申請書の受付から交付決定まで、3、4ヶ月程度頂戴しております。（令和5年1月現在）

ただし、申請の混雑状況や内容に不備がある場合はそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。

Q.408 契約当事者（施工業者）以外が手続代行者になることは可能でしょうか？

A.408

手続代行者は、施工業者の他、製造メーカーや設計事務所、マンション管理会社等、助成対象となる工事の契約当事者でなくても構いません。

ただし、手続代行者は申請の窓口となりますので、責任を持って申請してください。

Q.409 住宅の登記簿や固定資産税納付の名義は法人ですが、社長個人で申請しても良いですか？

A.409

「法人」で申請してください。

原則、建物の登記事項証明書に所有権者として登録されている方が対象となります。

Q.410 提出する登記簿は、インターネットから取得した登記情報を印刷したものでもよいですか？

A.410

インターネットを利用してパソコン上の画面で登記情報が確認できる「登記情報提供サービス」により印刷した登記情報は、その情報を証明するもの（法務局の公印等）が無いため、認められません。

※ インターネットから登記事項証明書の発行を法務局へ申請し、申請した法務局から郵送等で送られてきた登記事項証明書は提出可能です。

Q.411 管理規約は、全ページ必要ですか？

A.411

抜粋で構いません。

管理規約の表紙及び該当部分が記載されているページの写しを提出してください。

※ 複数頁に及ぶ場合は、該当箇所にマークや付箋をつける等してわかるようにしてください（両面印刷可）。

Q.412 マンションで全体ではなく個別に窓とドアの工事をするのですが、承諾書を提出する必要がありますか？

A.412

内窓以外の工事の場合は、工事承諾書等を管理組合と取り交わし、写しを公社に提出してください（参考様式、もしくは組合で定められている様式をご提出ください。）。

Q.413 管理組合は1つですが、マンションが複数棟あります。まとめて申請はできますか？

A.413

可能です。ただし、対象住宅の住所が棟ごとに異なる場合は分けて申請してください。
また、見積りが1つの場合は、棟ごとの内訳表を作成してください。

Q414 「設置する高断熱ドアが要件に適合することを証明する書類」としてドアのカタログを提出しようと考えていますが、冊子ごと提出すればよいでしょうか？

A.414

製品名(費用明細書や見積書等に記載の製品名)と熱貫流率が記載されたページの写しで問題ありません。該当箇所にマーカー等で印をつけ、提出してください。

Q415 交付申請をした後、交付決定が出る前に契約締結、工事をしたいので交付申請書に不備が無いか先に確認をしてほしいのですが可能でしょうか？

A.415

交付申請書は受け付けた順番に審査をしております。先に不備が無いかの確認は出来ませんので、必ず助成対象の要件を確認した上でご申請ください。

5. 実績報告・交付請求について

Q.501 他の補助金を併せて受ける場合、交付確定通知書が実績報告時の必要書類となっていますが、在住の自治体から交付確定通知書が届きません。

A.501

自治体によっては確定通知書を発行しないところもありますので、お住いの自治体にお問い合わせください。お問い合わせの結果、確定通知書を発行しない自治体と判明した場合には、交付決定通知書と自治体から振り込まれた補助金の金額がわかる通帳のコピー等を提出してください。

Q.502 管理組合で申請した場合、助成金の振り込み先口座は管理組合理事長の個人口座でもよいですか？

A.502

管理組合や法人で申請する場合、助成金の振込先となる口座名義は、個人口座を認めておりません。必ず管理組合の口座を指定していただくようお願いします。

Q.503 助成金振込先として、注意する点はありますか？

A.503

口座名義は、申請者と同一にしてください（施工業者や親族等に振り込むことはできません。）。

なお、定期預金口座には振込が出来ませんのでご注意ください。

6. 共同申請（リース活用）について

Q.601 高断熱窓の購入設置についてはリース契約を活用する予定です。この場合、助成金の申請を行うことはできますか？

A.601

リース契約による設置も助成金交付の対象となります。

ただしこの場合、所有者であるリース事業者が助成対象者となり助成金が交付されることがあります、助成金相当分をリース料から減額していただきます。

※ リース事業者による申請は、住宅の所有者又は管理組合との共同申請となりますので、ご注意ください。

※ リース期間は原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（10年）以上とすること。当該耐用年数の期間を下回る契約である場合は、リース契約の更新又はリース期間終了後に申請者へ所有権移転が行われる契約とする等、当該耐用年数の期間が終了するまでの間は、高断熱窓が維持管理されるようにしなければなりません。

Q.602 リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？

A.602

申請の主体は、「所有権者」であるリース事業者になります。

Q.603 リース後に所有権の移転は出来ますか？

A.603

リース契約期間満了後に申請者へ所有権移転が行われる契約となつていれば可能です

（所有権を移転する場合は、「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第11号様式）」を変更が生じた日から30日以内に公社に提出してください。）。

- ※ 法定耐用年数の期間（10年）は、助成金を受けて設置された高断熱窓の維持管理をしていただく必要があります。
- ※ ただし、法定耐用年数の期間以上が経過した場合は、この限りではありません。

Q.604 リース期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができますか？

A.604

法定耐用年数の期間（10年）を上回るリース期間を終了した後であれば可能です。

Q.605 リース契約の途中解約は可能ですか？

A.605

途中解約は認めておりません。

本助成金の交付条件として、法定耐用年数の期間（10年）において、適切に管理・使用していただくこととしています。

Q.606 リース料金は、どのように算出すればいいですか？

A.606

元金（助成対象経費）から、助成金相当分を減額した金額で算出してください。

なお、助成対象高断熱窓の工事費を確認するため、リース事業者が高断熱窓を導入した際の領収書等の証明書類を提出していただきます。

7. 住宅供給事業者による申請について

Q.701 モデルハウスに高断熱窓・ドアを導入しましたが、助成対象となりますか？

A.701

モデルハウスの販売促進活動は事業使用となるため、助成対象外です。

Q.702 中古戸建住宅を販売する事業者ですが、物件に高断熱窓・ドアを導入して販売する予定です。販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか？

A.702

申請可能です。

助成金の申請者は住宅の所有者が原則となります。よって、販売中（予定）の物件に高断熱窓・ドアを導入する場合は、販売事業者が申請してください。

8. その他

Q.801 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければいけませんか？

A.801

断熱改修を行う施工業者は、東京都以外の業者でも構いません。

助成対象設備等を設置する対象住宅は東京都内であることが要件となっていますが、申請者、共同申請者、手続代行者、施工業者の所在地は東京都内に限定していません。